報　告　第　２４　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月２日提出

新居浜市長　古　川　拓　哉

損害賠償の額の決定について

㊢

処　　　分　　　書

専 決 第 ８ 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和７年７月２２日

新居浜市長　古　川　拓　哉

１　損害賠償の額　　　５万３，７７２円

２　損害賠償の相手方　　（省　略）

３　事故の概要

令和７年５月２０日午後３時５分頃、　　　（省　略）　　　において、公用車が進行方向転換のため後進した際、相手方カーポートの雨どいに接触し、損傷させた。